

平成31年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成31年2月25日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第7号 本巢市教育長の選任について
- 日程第12 議案第8号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第9号 本巢市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第14 議案第10号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第15 議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 本巢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 財産の無償譲渡について（高尾集会所）
- 日程第22 議案第18号 財産の無償譲渡について（大井集会所）
- 日程第23 議案第19号 財産の無償譲渡について（川原集会所）
- 日程第24 議案第20号 財産の無償譲渡について（越卒集会所）
- 日程第25 議案第21号 財産の無償譲渡について（門脇集会所）
- 日程第26 議案第22号 財産の無償譲渡について（天神堂集会所）
- 日程第27 議案第23号 財産の無償譲渡について（通称 清水公園）
- 日程第28 議案第24号 財産の無償譲渡について（通称 小柿共栄公園）
- 日程第29 議案第25号 財産の無償譲渡について（政田更屋敷公民館敷地）

- 日程第30 議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画について
日程第31 議案第27号 根尾東辺地に係る総合整備計画について
日程第32 議案第28号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
日程第33 議案第29号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第34 議案第30号 平成31年度本巢市一般会計予算について
日程第35 議案第31号 平成31年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
日程第36 議案第32号 平成31年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第37 議案第33号 平成31年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
日程第38 議案第34号 平成31年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
日程第39 議案第35号 平成31年度本巢市公共下水道特別会計予算について
日程第40 議案第36号 平成31年度本巢市水道事業会計予算について
日程第41 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 杉山 昭彦

議会書記 坪内 重正

議会書記 大久保 守康

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまから平成31年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議場内において、市長の行政報告及び所信表明の場面を放送関係者に撮影を許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 上谷政明君と16番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの26日間とし、2月26日、2月28日から3月6日、9日から21日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、議長として出席しました主な会議について報告させていただきます。

1月31日、土岐市において第281回岐阜県市議会議長会が開催され、瀬川副議長と出席しましたので、報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

議案は、最初に、本巢市議会でも一般質問がありましたヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及についてと、地方財政の充実強化についてと、居宅介護支援事業の管理の要件に係る経費及

び措置期間の延長について、以上3点の議案が提出され、審議の結果、全て原案のとおり採択されました。

続いて、平成31年度岐阜県市議会議長会の負担金と会計予算についてと、平成31年度岐阜県市議会議長会慶弔基金の拠出と基金会計予算についての4議案が提出され、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、次期開催市を各務原市に決定し、閉会といたしました。

以上、報告いたします。

なお、会議等の資料につきましては議会事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。以上。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

臼井委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第61号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第4回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、議員の越前市視察で訪れた市民の広場「だるまちゃん広場」での写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された議案、一般質問、委員会報告、審議結果、活動日誌の順に掲載し、12ページには、議員活動報告として、昨年10月22日に行いました本巣市議会と越前市議会の行政懇談会についての記事を掲載しました。

今回は、12月14日、12月19日、12月27日、平成31年1月9日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

もとす広域連合議会議長 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、報告をいたします。

平成31年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を2月7日から21日までの15日間として本巣市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

定例会では、任期満了に伴う選挙管理委員及び補充員の選挙と、執行部から提出された12件の議案について審議が行われました。

選挙管理委員及び補充員の選挙では、選挙管理委員に、高田洋征氏、伊藤美奈子氏、大野賢一郎氏、新家武彦氏の4名が当選され、その補充員として、飯尾秀和氏、石川正行氏、加藤弘氏、高橋和夫氏の4名が当選されました。

また、議案については、人事案件2件、条例の一部改正4件、平成30年度補正予算3件、平成31年度当初予算3件が提出されました。

人事案件2件については、もとす広域連合監査委員及びもとす広域連合公平委員会委員の選任同意で、いずれも任期満了によるものであります。執行部からは、監査委員には折戸俊行氏、公平委員会委員には高橋卓郎氏を選任したい旨の提案があり、議会の同意を求められました。審議の結果、原案のとおり同意することが可決されました。

また、条例の一部改正については4件が提出され、1件目は、もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うというものであります。

2件目は、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、人事院による公務員人事管理に関する報告に鑑み、所要の改正をするものであります。

3件目は、もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例で、認知症短期入所生活介護の廃止及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

4件目は、もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例で、消費税率の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、条例の一部改正については、所管する常任委員会に付託され、各常任委員会での審査の結果、本議会において審議され、全議案とも原案のとおり可決されました。

次に、補正予算については、平成30年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の補正予算3件が提出され、内容は、一般会計が既定の予算総額から511万4,000円を減額、介護保険特別会計が既定の予算総額に8,608万8,000円を減額、そして老人福祉施設特別会計が規定の予算総額から325万3,000円を増額するものであります。それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会で審査または協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

続いて、当初予算については、平成31年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の当初予算3件が提出されました。それぞれの歳入歳出総額は、一般会計が4億7,070万円、対前年度360万円の増、介護保険特別会計が75億1,060万円、対前年度8,960万円の減、老人福祉施設特別会計が9億4,470万円、対前年度1,020万円の増というものであります。それぞれについて提案説明があり、関係する常任委員会において審査、また協議された後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

次に、藤原市長から行政報告及び所信表明をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告並びに所信表明を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず初めに、行政報告を申し上げさせていただきます。

まず初めに、豚コレラへの対応につきまして御報告を申し上げます。

平成30年9月上旬に岐阜市内の養豚場で豚コレラが発生したことにより、本市におきましても畜舎消毒の指導徹底及び野生イノシシの捕獲強化等の対策に努めてまいりました。

しかし、平成31年1月に各務原市の豚コレラ発生養豚場から市内養豚場が80頭の子豚を導入していることを県が確認し、平成31年1月29日に県中央家畜保健衛生所が市内養豚場へ立入検査を実施しました。その際に、導入豚80頭と同居豚9頭について採血を行い、PCR法による豚コレラの感染確認検査を行った結果、1月30日午前2時に豚コレラの陽性反応が確認されましたので、岐阜県の岐阜地域家畜伝染病防疫対策本部が糸貫分庁舎内に同日午前9時に設置されました。

これを受け、市としましては、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に定められた、感染確認から24時間以内の屠殺処分及び72時間以内の死体埋却処分を速やかに完了するための支援として、延べ75人の職員を岐阜地域家畜伝染病防疫対策本部からの要請に基づき派遣しました。

また、私を本部長とした本巣市家畜伝染病防疫対策本部を設置し、1月30日午前10時に第1回本部会議、同日午後6時に第2回本部会議、2月1日午前10時30分に第3回本部会議を開催し、防疫措置の進捗状況及び体制について県からの情報を共有し、今後の市の対応方針について協議しました。

また、1月30日午前11時から県主催の豚コレラに関する住民説明会に補助員として市職員が参加し、市民へ正確な情報を伝達するため、県の後方支援を行いました。

市内養豚場の防疫措置の経過につきましては、1月30日午後1時20分に殺処分を開始し、1月31日午前3時13分に全778頭の殺処分を完了、同日午後11時に殺処分した豚の埋却処理及び消毒処理の終了により市動員職員の解散、2月1日午前6時50分に、県中央家畜保健衛生所長の市内養豚場への立ち会いにより、防疫措置の完了が確認されました。

なお、防疫措置の完了後においても、別の市内2養豚場において、国が定めた衛生監視プログラムにより、1週間に1回程度の立入調査が継続されました。この市内2養豚場の衛生監視プログラムは2月15日に終了し、これをもって本巣市内で1月30日に豚コレラの陽性反応が確認された一連の対応が完了となりましたが、心配しておりました市内での野生イノシシの豚コレラ感染が2月22日に根尾地域で初めて確認されました。現在も県内・県外で豚コレラの発生が続いていることから、今後も引き続き動向を注視してまいります。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告申し上げます。

本巣市内の現在の用地取得状況につきましては、1月末の時点で、市内の全関係者406名のうち402名の皆様との補償を含めた契約が完了し、未契約者は4名とお聞きしております。

用地取得率につきましては、関係者数の割合で99.0%、取得面積では99.6%となっております。

現在発注されている工事につきましては、岐阜国道事務所発注分として、本巣パーキングエリア周辺の用排水路のつけかえ及び側道の盛り土、本巣パーキングエリアへの導入路の横断ボックスカルバートの工事が施工中でございます。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、岐阜国道事務所発注分として、糸貫インターチェンジ周辺の用排水路のつけかえ、側道盛り土及び横断ボックスカルバート、また中日本高速道路株式会社名古屋支社発注分として、温井に隣接する瑞穂市内で橋脚4基の工事が予定されているとお聞きしております。

今後も早期に東海環状自動車道の整備が完了いたしますよう協力してまいりますとともに、整備効果を活用するため、市の関連事業としてアクセス道路の整備や企業誘致等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民活動推進拠点「まわる市民協働」の運営開始につきまして御報告申し上げます。

市民活動の拠点として整備を進めておりました市民協働サポートセンターにつきましては、新たに名称を「まわる市民協働」として、市民団体の運営チームが市民活動助成金を活用し、糸貫ぬくもりの里に整備を進めておりました。このたび整備が完了し、2月23日から運営を開始したところでございます。オープニングイベントとして、岐阜大学地域科学部の富樫教授による講演会と、「地域課題解決につながるマイプロジェクトを企画しよう」というテーマで、アイデアを開発するワークショップを行ったところでございます。

3月からは、キッチンスペースを活用し、多様な市民団体が福祉カフェを実施するほか、社会起業家を育てて支援する研究会・プロジェクトや、SNS等を活用した情報発信サイトを作成することで、市民活動ボランティア等のコミュニティの醸成を図り、自分たちの問題を自分たちで解決できる市民協働の形をつくっていきたいと考えております。

次に、各種計画の策定状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、命を守る、いわゆる自殺対策行動計画につきまして御報告いたします。

本計画は、平成29年に改正された自殺対策基本法及び新しい国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、本巣市、県、関係団体・企業等及び市民が一体となり、一人一人のとうとい命を守り、支えていくことで、誰も自殺に追い込まれることのない本巣市の実現を目指すため策定するもので、今回が初めての策定となります。

本計画の期間は、本巣市健康増進計画第2次の終期が2022年度、いわゆる平成34年度、新元号でまいりますと4年度になりますことから、新年度から2022年度までの4年間としております。

策定につきましては、本年度に市民アンケート調査を実施し、本巣市自殺対策協議会の協議を経て、現在、計画案をパブリックコメントにより公表し、市民の皆様からの意見を募集しているところでございます。今後は、寄せられた意見を踏まえ、第2回の協議会を開催し、年度末に策定することとしております。

次に、本巣市災害廃棄物処理計画につきまして御報告いたします。

本市では、災害時に発生する廃棄物の対応策については、平成24年に災害廃棄物処理計画を策定しておりますが、全国各地において毎年多くの災害が発生していることから、国は、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、応急対策、復旧・復興対策についての必要事項を取りまとめ、昨年、災害廃棄物対策指針を改定するとともに、都道府県及び市町村にも指針に

基づく災害廃棄物処理計画の策定を求めてまいりました。

県計画については、新たに策定されたことから、市におきましても県計画とも整合を図りながら、国が策定した対策指針に基づき、今回改定するものでございます。今後はこの計画に基づき、大規模災害時の災害廃棄物処理を適正に進めてまいります。

次に、消防職員の身分変更につきまして御報告申し上げます。

消防職員の身分につきましては、消防事務委託前の岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会において、職員の身分統一について協議をいたしました。退職金等、さまざまな課題により実現に至らず、現在、事務委託方式でありながら、各市町で職員を採用し、派遣する方式により運用している状況でございます。

しかし、職員派遣や給与等事務の繁雑さや、職員の身分が違うことによるモチベーションの低下などの課題が生じているため、職員の身分を岐阜市職員に変更するよう4市1町で協議した結果、岐阜市の受け入れ体制が整ったことから、委託元市町の消防職員について、岐阜市職員に身分変更するよう現在手続を進めているところでございます。今後、各市町定数条例等を改正し、新年度より変更する予定でございます。

次に、平成31年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月8日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

初めに副議長の選挙が行われ、選挙の結果、大野町議長の国枝利樹氏が選任されました。

提出されました案件は、平成31年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、平成31年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についての6件でございます。

まず、平成31年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,380万円でございまして、主に人件費の増額によりまして、前年度対比6.29%、1,620万4,000円の増額となっております。

次に、平成31年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,578億364万4,000円でございまして、前年度対比3.79%増、94億502万9,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金444億887万5,000円、国庫支出金840億5,692万7,000円、県支出金210億9,560万円、支払基金交付金1,032億2,438万8,000円及び繰越金45億3,501万6,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費2,531億3,493万1,000円、健診事業などの保健事業費10億1,923万3,000円が主なものでございます。

提出されました6案件は、いずれも原案のとおり可決・同意されましたので御報告いたします。

次に、平成31年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月13日に開催されましたので、その概要

につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、平成31年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、平成31年度西濃環境整備組合一般会計予算の2件でございます。

まず、平成31年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金10億8,223万8,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,349万8,000円の合計11億1,573万6,000円を、構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、平成31年度の本巢市の負担額は全体の15.18%に当たる1億6,938万3,000円でございます。

次に、平成31年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億1,029万3,000円でございます。主に公債費の減額によりまして、前年度対比0.5%減、692万8,000円の減額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金11億1,573万6,000円、ごみ処理手数料2億2,833万9,000円、財政調整基金からの基金繰入金2,100万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費4億5,618万4,000円、流動床炉及び溶融炉の定期修繕などに伴う工事請負費2億987万4,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還金元金及び利子1億9,845万8,000円が主なものでございます。

提出されました2案件は、いずれも原案のとおり可決・承認されましたので御報告いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、所信表明を申し上げたいと思います。

平成最後の年となります平成31年第1回本巢市議会定例会の開会に当たり、新年度予算を初め提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のなご一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まず初めに、市政の推進に当たり、私が基本とする市政運営につきまして申し上げます。

私は、市長として市政をお預かりして以来、市政の推進に当たり、市民の皆様の声をよく聞く現場主義、対話主義、市民目線を市政運営の基本姿勢として市政運営に努めてまいりました。

新年度におきましても、引き続きこうした市政運営を基本姿勢に、本巢市第2次総合計画や本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、私が重点的に取り組んでいくとしております6つの基本政策に基づき、住みよいまち日本一を目指して、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりを推進してまいりたいと考えております。

本巢市は、本年2月1日に合併15周年を迎えました。この15年の間、本巢市は、議員各位を初め、市民の皆様の御支援・御協力をいただき、一步一步着実に進展してまいりました。

今、我が国は、少子・高齢化の進行と東京一極集中により、地方都市の衰退の加速化等が危惧されておりますが、これからも市民の皆様が、本巢市に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただくために、本巢市の特性である助け合いの心と人のぬくもりを基本に、本巢市が有

する多様な自然、文化、産業を生かした地域づくりを、引き続き議員の皆様を初め、市民の皆様の参加・協力をいただきながら、私を含めまして全職員が知恵を出し、汗をかき、全力で市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度は元号もかわり、新しい時代に入ります。合併市であります本巢市は、新年度から合併に伴う普通交付税の特例措置も終了し、財政的にも新たなスタートの年になります。

また、新年度は、市政運営の柱の一つであります第2次本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定など、次のステップに向けて取り組みを始める大変重要な年となります。合併15年の成果と課題を検証し、少子・高齢化と人口減少が進む中、新しい時代においても、さらに元気で笑顔あふれるまちづくりの実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

それでは、平成31年度予算の編成に当たり、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告申し上げます。

まず、我が国の経済は、内閣府の本年1月の月例経済報告で報告されていますように、企業の設備投資は増加し、生産は緩やかに増加するなど、企業収益は改善しているとともに、雇用情勢は着実に改善し、個人消費は持ち直しており、景気は緩やかな回復基調であります。

こうした中、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2018において、少子・高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向け、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していくとしています。

また、深刻な人手不足を踏まえ、新たな外国人材の受け入れを進めるとともに、経済・財政一体改革を推進し、経済の好循環を地域に広げていくため、中小企業への支援などを通じて地域に雇用を確保し、新しい人の流れを目指すことで地方創生を実現するとしております。

それでは、こうした社会経済情勢や国の平成31年度地方財政対策を踏まえて編成いたしました新年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、国の平成31年度地方財政対策によりますと、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度比約1%増額の62兆7,072億円の額が確保されたところでございます。

また、地方公共団体の重要な財源であります地方交付税につきましても、前年度約1%に当たる1,724億円増の16兆1,809億円となっております。交付税が前年対比で増額となったのは平成24年度以来7年ぶりでございますが、交付税の代替財源である臨時財政対策債が7,297億円減額となっているため、実質の交付額は減額となっている状況でございます。

また、幼児教育の無償化に係る財源の確保のため2,349億円が新たに計上されています。これは、平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応することとし、算定方法につきましては、現在検討がなされているところでございます。

また、重点課題対応分の拡充といたしまして、前年度比約8%増の2,700億円が計上されています。これは（仮称）森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費が新たに計上されたこ

とによるものでございます。

また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にするまち・ひと・しごと創生事業に前年度同額の1兆円が計上され、重点的に取り組むことが求められているところであります。

このように、地方財政につきましては、税収の増加など一部に明るい兆しが見えるものの、今後子ども・子育て支援や医療・介護等の社会保障関係経費の増加や、公共施設等の老朽化対策経費の増加が見込まれるなど、厳しい状況にあるものと言えます。

次に、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財政の健全化を維持していくため、これまで行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減への取り組みや地方債発行の抑制、安定した市税収入を確保することなどに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率は国が示す基準以下となっており、現段階では引き続き健全性は保たれている状況でございます。

しかし、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、国の経済対策により景気が緩やかな回復基調にあることや、本年10月から消費税率が引き上げられることなどから、緩やかな収入増が期待されるものの、本県市では人口減少に伴う市税の減収や、新年度からの普通交付税の特例措置の終了などにより、自由に使える一般財源が年々減少する見込みとなっております。

一方、歳出は、ますます進行する少子・高齢化により、今後も医療や介護などに要する経費、いわゆる扶助費などの社会保障関係経費の増加が懸念されるほか、建物、道路、橋梁など公共施設の維持管理費や改修費も年々増加しております。また、東海環状自動車道の整備に関連したインフラ整備に合併特例債の活用を今後も計画していることから、今後の借り入れにより、後年度の償還額の増額が見込まれるなど厳しい財政運営が見込まれます。このため、将来にわたる自主財源確保は喫緊の課題となっており、今後も企業誘致による税収の増加などを図ってまいりますとともに、人口減少や少子・高齢化により経済規模が縮小する中、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、選択と集中を徹底することで自立性の高い財政基盤を確立し、持続可能な行財政運営を図ってまいりたいと考えております。

現在、本県市は経常収支比率が県内自治体の平均よりも低く、他市町と比べ弾力性のある財政構造ではありますが、今後の財政見通しでは、義務的経費の増により経常収支比率が上昇し、建設事業などの投資的経費に充てる一般財源が減少していくという弾力性に乏しい財政構造になり、財政の硬直化が進行していく懸念があります。経常経費の増加は財政環境を悪化させる最大の要因であり、今後においては、施設を含めた無駄な経費の削減や、効果の低い事業の廃止、手法の検討により、さらなる削減に努め、特に事業効果の測定には事務事業評価システムによる客観的な評価を最大限活用し、既存事業の継続の可否や手法の検討を行い、さらなる経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

こうした本市の財政環境を踏まえながら編成いたしました平成31年度一般会計当初予算につきまして、まず歳入でございますが、自主財源の柱である市税収入は、給与所得の減や企業の設備投資

による法人の減収見込みから、個人市民税と法人市民税のいずれも減額となっておりますが、新築・増築家屋の増加や、主に屋井工業団地や商業施設での償却資産の増により、固定資産税が増額となり、市税全体では対前年度当初比約2億1,700万円増の53億円余を見込んでおります。

地方交付税は、新年度より普通交付税が、今まで合併特例による算定がえから一本算定となることから、対前年度当初比1億7,000万円減の37億3,000万円を見込んでおります。

地方譲与税、地方消費税交付金など国からの交付金は、地方財政計画に基づき、対前年度当初比約3,000万円減の10億円余の収入を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を初め、真桑幼児園整備事業やPA周辺公園整備事業などに充当するため、対前年度当初比約2億5,000万円減の8億9,000万円余を、諸収入につきましては、本年度の予算に計上していましたが土地開発公社解散精算金及び岐阜市へ派遣する消防職員の職員給与費分に係る負担金などがなくなりましたことから、対前年度当初比約9億6,000円減の4億1,000万円余を、市債につきましては、真桑幼児園整備事業に要する学校教育施設等整備事業債等を新たに発行することにより、対前年度当初比約1億2,000万円増の18億7,000万円余を見込んでおります。

歳出におきましては、直面する喫緊の課題で国を挙げて取り組んでおります地方創生、経済再生に新年度も引き続き全力で取り組むため、教育・子育て支援、移住・定住対策、景気・雇用対策などの事業を行うための経費に加え、2024年度、いわゆる平成36年度までに整備される予定の東海環状自動車道を最大限活用し、地域に活力を生み出すために、アクセス道路、企業用地、都市公園などの整備のための経費や、今後ますます複雑・多様化する災害から市民の生命・身体・財産を守るための消防の広域化事業など、防災力の強化に所要の経費を計上しております。

こうした歳入歳出の見込みにより編成いたしました新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比で3.1%減、5億4,000万円減の168億8,000万円となっております。減額となった要因は、主に企業用地造成事業特別会計への繰出金が約5億6,000万円減額となったことによるものでございます。予算総額は、合併以降4番目の予算規模となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）では、被保険者数の減などにより、国民健康保険特別会計（施設勘定）では、診療収入の減に加え、設備改修の完了などにより、いずれも減額となっております。

後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増などにより増額となり、企業用地造成事業特別会計では事業計画の見直しにより減額となっております。

また、農業集落排水事業特別会計では、東海環状自動車道工事に伴う管路移転補償工事費の増により、また公共下水道特別会計では、下水道事業地方公営企業法適正化支援業務の増などにより、いずれも増額となっております。

新年度の特別会計予算の総額は、対前年度当初比で8.7%減、5億1,400万円減の53億9,000万円でございます。

水道事業会計につきましては、東海環状自動車道工事に伴う配水管布設がえ工事費の増などによ

り、予算の総額は対前年度当初比で12.5%増、1億9,800万円余増の17億9,100万円余となっております。

また、新年度予算では、日本一住みよいまち本巢市、元気なまち本巢市を目指して、企業などの産業活動支援、観光対策、子育て支援、高齢者対策、危機管理、環境対策、教育の振興、協働の推進、過疎対策、景気・雇用対策、人口減少対策など11項目の施策について、前年度に引き続き点検・見直しを行い、新たな施策や拡充・強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

それでは、平成31年度予算の主な施策につきまして、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりに向け、重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、新規及び拡充事業を中心に順次御説明を申し上げます。

まず、基本政策の1つ目は、「地域資源を活かして活力を創造するまち」についてでございます。

活力ある地域にするため、魅力ある特産品の開発や、商工会などと連携した活力のある商工業育成、企業誘致、観光振興など、新たな産業の生まれるまちづくりを推進してまいります。

まず、地域活性化の取り組み指針として平成27年度に策定した本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が平成31年度で満了となるため、社会経済情勢の変化に対応した内容に改訂してまいります。また、総合戦略にあわせて策定した本巢市人口ビジョンについても、平成27年国勢調査の結果を踏まえ、改訂してまいります。

また、産業の創出や雇用の場を確保するため、2024年度、平成36年度までに整備される予定の東海環状自動車道のインターチェンジが市内に整備されるという立地条件を生かし、市内への企業誘致を進めてまいります。新年度は、新たに温井地区において企業用地造成事業に着手してまいります。

また、改定作業を進めております本巢都市計画区域マスタープランについては、変更目標年次が平成32年度となっていることから、新年度は平成32年度の改定に向け素案を策定するとともに、用途地域や特定用途制限地域、都市計画施設について、県と協議を行いながら変更図書を作成してまいります。

また、商工業の活性化と地域の振興を図るため、市内限定で利用できるもとまる商品券を引き続き発行していくとともに、本巢市商工会が新年度も発行を予定しておりますプレミアムつき商品券発行事業にも引き続き支援してまいります。

景気・雇用対策につきましては、新年度も道路新設改良など普通建設事業費に所要の予算を配分し、景気対策に努めるとともに、市内の事業者への優先発注などを通じ、地域での雇用の場を確保してまいります。

また、本巢市民の雇用を確保するため、市民を雇用した市内企業に対し、新年度も雇用奨励金を交付してまいります。

また、若い世代に対し、本巢市で働くイメージ、本巢市のよさを伝えることにより、地域の産業への理解と地元企業への就職を促進するため、市内10事業所で働く人のインタビュー記事を掲載し

た冊子「本巢学」を作成し、市内及び近隣の高校4校の2年生に新たに配付してまいります。

農業は本市の基幹産業でもありますが、農業従事者数の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の拡大など多くの課題に直面しております。こうしたことから、意欲のある農業者等が、地域の経営戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組みを実施するのに必要となる施設整備に対し、新たに助成してまいりますとともに、中山間地域の農地を守るため、営農活動を開始した組織に対し、2年以内に水田農業に必要な農業機械を導入した場合、その経費について新たに助成してまいります。

また、市北部地域では圃場の大区画化等が進んでおらず、担い手への農地集積の妨げとなっていることから、圃場整備事業の実施に前向きな意向を示している木知原地区において新たに圃場整備を行い、農地集積を図ってまいります。

また、有害鳥獣捕獲につきまして、猿の被害対策として、群れごと捕獲する囲いわなを26年度以降、市内6カ所に設置しておりますが、農作物被害防止に一定の成果があることから、地元からの要望も受け、新たに1カ所増設できるよう進めてまいります。

林業振興につきましては、国の森林環境譲与税を活用し、新たに森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画を策定するとともに、森林技術者の労働安全のため、新たにチェーンソー防護服等の購入経費に対し、助成してまいります。

また、間伐施業で生じた未利用材の有効活用を推進するため、木の駅事業として、未利用材を搬出・運搬する事業者に対し、新たに清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、搬出・運搬などの経費に対し助成してまいります。

観光振興につきましては、既存の観光施設等への誘客を図るとともに、新たな観光資源として、NEO桜交流ランド芝生広場にある体験型アドベンチャー施設を活用したプロジェクトアドベンチャー研修などを、企業や学校などの体験研修に活用していただくよう誘致を進めてまいります。

また、市が関与いたしますイベントの見直しにつきましては、イベントコーディネーター事業を活用し、ブラッシュアップを図るよう事業課と調整するとともに、イベントの統一についても、事業課においてそれぞれの実行委員会における意見集約を図り、それらの意見をもとに、これからのイベントあり方、市の関与の仕方について、職員で組織するワーキングチームにおいて検討を進めてまいります。

過疎対策につきましては、人口減少が顕著になっております市北部地域への移住・定住を推進するため、地域おこし協力隊員を根尾地域・外山地区に各2名の4名を配置しておりますが、今年度退任する2名の隊員の後任となる隊員には、退任後も引き続き定住できるよう、新たに事業を承継する継業と自伐型林業をミッションとした隊員募集を進めてまいります。

また、子育て世代を含め、多くの方に市内へ移住・定住をしていただくため、市外からの移住者等に移住・定住補助金を交付しておりますが、年々交付件数が増加し、移住者等が増加しておりますことから、引き続き助成してまいります。

協働の推進につきましては、本年2月に糸貫ぬくもりの里に開設した市民協働サポートセンター

「まわる市民協働」が、市民相互の交流の場や、情報収集・発信を行うための市民活動拠点となるよう運営支援を行ってまいります。

次に、基本政策の2つ目は、「安心してみんなで子どもを育てられるまち」についてでございます。

少子化対策や子育て支援などにより、安心して地域で子どもを育てることができるまちづくりを推進してまいります。

まず、子ども・子育て支援につきましては、現行の子ども・子育て支援事業計画が平成31年度で計画期間が終了することから、新たに計画を策定し、次世代を担う子どもに対する子育て支援の充実強化に努めてまいります。

また、平成29年度から事業を進めております真桑幼稚園につきましては、新年度から2カ年の継続事業として建設工事に着手してまいります。

また、イベント等に参加する乳幼児を連れた保護者が安心して授乳やおむつがえをする場を提供するため、新たにテントやおむつ交換台、折り畳みベンチなどを備えた移動式赤ちゃん駅を整備し、市内でイベント等を開催する団体に貸し出してまいります。

少子化対策につきましては、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対する結婚支援対策として、新年度も出会いの場の創出と気軽に交流ができるイベントを複数回計画的に実施する市民団体に対し、支援してまいります。

健康対策につきましては、各種の健康診査事業の実施のほか、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整備するため、生後6カ月から15歳までの乳幼児等を対象にインフルエンザ予防接種料金の一部助成を継続してまいります。

また、市民の方に楽しみながら健康に対する関心を高めていただくため、新たに各種健診や市民運動会等の健康づくり活動にポイントを付与する健康ポイント事業を実施してまいります。

また、これまで予防接種法に基づく風疹の定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い世代の男性に対し、新たに抗体検査を実施するとともに、検査の結果、陰性の人に対しては、予防接種を受けることのできる風しん対策事業を実施してまいります。

次に、基本政策の3つ目は、「人にやさしく生きがいのあるまち」についてでございます。

地域で支え合い、高齢者や障がい者が安心して健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

高齢者対策につきましては、高齢者の異常等を早期に発見し対応するため、現在、地域ぐるみで高齢者を見守る地域見守りネットワーク事業の実施や、独居高齢者等を見守る緊急通報システムを運用することで、独居高齢者等の安全・安心を確保する取り組みを行っておりますが、新たに認知症高齢者等の家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、家族からの申し出により、徘徊高齢者等の情報を事前登録された場合に、QRコードラベルを無償交付し、徘徊高齢者等の早期保護を図ってまいりますとともに、さらに新たな取り組みとして、市が保険契約者となり、認知症高齢者が第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に加入し、家族の負担の軽減に努めてまいります。

また、近年増加している高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどが搭載された先進安全自動車の購入に対し、その費用の一部を新たに助成してまいります。

また、高齢者の外出の機会をふやすため、高齢者タクシー利用助成事業を実施しておりますが、新年度からは制限を緩和し、家族の免許保有の有無を問わず支給してまいります。

障がい者対策につきましては、本年度改正されました障害者総合支援法や児童福祉法等の趣旨を踏まえ、介護・訓練、通所などへの支援を継続してまいります。

次に、基本政策の4つ目は、「心が通い合う、安全で安心して暮らせるまち」についてでございます。

豊かな自然環境を保全し、防災対策や交通安全対策などにより、心豊かに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

まず、防災対策につきましては、近年、全国各地で大規模地震による被害が発生しているほか、ゲリラ豪雨や台風による大規模な風水害被害も発生しております。本市においても、南海トラフによる大規模地震、山間地での土砂災害や平野部での河川氾濫などの風水害被害の発生、さらには東海環状自動車道開通による大規模自動車事故等、今後ますます複雑・多様化していく災害への対応が必要となるため、本年度から実施している岐阜地域4市1町で構成する広域の消防・救急体制を継続し、市民の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、平成30年9月に県管理河川である犀川、糸貫川等の洪水浸水想定区域図が公表され、根尾川等につきましても来月公表が予定されております。さらに、来月には本巣地域及び糸貫地域の一部（船来山）における土砂災害警戒区域の更新及び公表が予定されていることから、新年度、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを改訂してまいります。

また、災害時の危機管理体制の強化と効率的な行政運営を図るため、庁舎の統合について、庁舎整備検討委員会において今年度協議をしていただいておりますが、引き続き検討を重ね、庁舎統合を目指してまいります。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊により人命が失われたことに鑑み、地震発生時に生命の安全を確保することを目的として、市の区域内に存するブロック塀等の撤去、改修に要する経費に対し助成してまいります。

さらに、市民が悪質商法などの犯罪に巻き込まれないようにするため、関係者の協力もいただきながら、賢い自立した消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、基本政策の5つ目は、「住みやすく、利便性の高い快適なまち」についてでございます。

幹線道路網の整備や都市公園の整備、また公共交通機関のネットワーク化などにより、利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりを推進してまいります。

まず、東海環状自動車道西回りルートにつきましては、2024年度、平成36年度までに整備される計画で、現在、着々と整備が進められておりますが、市内に設置予定の東海環状自動車道（仮称）本巣パーキングエリアを活用するため、パーキングエリアに近接した場所に、市民に憩いの場やハ

イウェイオアシスとして地域振興の場を提供するとともに、大規模災害時には、災害救助、物資の緊急輸送、救急医療の支援拠点となるなど、防災機能を持った都市公園を整備してまいります。新年度は、造成工事に着手するとともに、スマートインターの必要性などについても検討を進めてまいります。

また、道路の整備につきましては、新年度も東海環状自動車道へのアクセス道路である長良糸貫線や本巣市道路網整備計画に基づき、幹線道路の整備を重点的に進めてまいります。

公共交通の整備につきましては、4市町で協議を進めてまいりました広域バスの運行につきまして、新年度より大野穂積線で快速便の運行を新たに開始するなど、利便性の向上を図ってまいります。また、樽見鉄道につきましては、新年度におきましても沿線5市町で協調し支援をしてまいりますとともに、新年度には新たに夕方以降の運行便数を上り下りそれぞれ3本増便し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、基本政策の6つ目は、「人材の育成や市民活動が活発な元気なまち」についてでございます。

次代を担う子どもたちの教育環境づくりや、市民と行政が協働する市民の自主的な活動の支援、生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちづくりを推進してまいります。

まず、学校の教育環境の整備につきましては、市内小・中学校の増改築や耐震補強等の大規模改修、またエアコンの設置やトイレの改修などが完了し、今後、老朽化していく施設を計画的に整備していくため、新年度、学校施設長寿命化計画を策定してまいります。

また、児童・生徒の減少が進んでいる根尾小学校と根尾中学校において、少人数の特徴を生かした指導や、小中一貫教育等をさらに進めるため、義務教育学校設立委員会を立ち上げ、義務教育学校の実現を目指してまいります。

また、学校内への不審者侵入や学校施設の器物破損などの犯罪行為を未然に防止し、児童・生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、本年度の3中学校に続き、新たに7小学校に防犯カメラを設置してまいります。

また、平和教育を推進するため、被爆地広島を訪問し、核廃絶と平和のとうとさについて学習する青少年平和教育研修事業を、新年度からは市内中学2年生全員を対象に実施してまいります。

また、集団づくりを目的として市内全小学校5年生が宿泊を伴う校外学習を実施しておりますが、あわせて、学習の一環として、NEO桜交流ランドに新設されたプロジェクトアドベンチャーを活用したグループワークを体験させるため、新たに助成してまいります。

また、学習支援、生活支援、教育相談など、きめ細やかな指導を行うため、新年度も引き続き非常勤講師を各学校の実態に応じ配置してまいります。

生涯学習の支援につきましては、しんせいほんの森の利用サービスを向上させるため、クラウド型公共図書館業務サービスシステムを再構築するとともに、子どもの読書意欲の促進などを目的として、読書通帳を作成してまいります。さらに、屋外飲食スペースや学習スペースを新たに設け、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、市民のウォーキングを促進し、市民の健康維持を図るため、新年度もモレラ岐阜を市のウォーキングの拠点として、市内にウォーキングコースを整備するとともに、周知のための看板やパンフレット等を作成するなど、多くの市民が気軽に利用でき、運動に取り組める環境づくりを引き続き進めてまいります。

また、本巣市の偉人である世界的数学者の高木貞治博士を顕彰するために、平成29年度に設置した高木貞治記念室の一層の活用を図るため、さまざまな内容の学習に対応できるよう、遊戯用備品や体験装置等を整備してまいります。

歴史・文化の保存につきましては、本年度国の史跡指定を受けました東海地域最大級の船来山古墳群につきましては、新年度は、今後の古墳の保存・管理の方法や、価値が理解しやすい整備方法などを検討していくとともに、船来山を取り巻く市内の埋蔵文化財の調査を実施してまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と、平成31年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきましたが、現在、想定以上のスピードで進む我が国の人口減少と少子・高齢化、加えて東京一極集中により地域の存亡の危機も叫ばれておりますが、これからも市民の皆様が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市民、企業、行政が協働で取り組んでいく市政を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

日程第4 報告第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第1号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巣市一般会計補正予算（第6号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年2月7日、別紙のとおり平成30年度本巣市一

般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、真正中学校グラウンド南土地に係る所有権等確認訴訟に伴う訴訟費用で
ございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第1号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、報告第1号の専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市一般会計補正
予算（第6号））につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、この補正予算は2月7日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書（第6号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

続きまして、3ページをお開き願います。

第2表としまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。真正中学校グラウンド
南側にあります土地の所有権確認等請求の訴訟委任事務に係る債務負担行為の設定をお願いするも
のでございます。

5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費でございますが、訴訟委任事務に係る委託料43万
2,000円の新規計上でございます。

予備費につきましては43万2,000円の減額で、歳出予算の組み替えにより対応させていただいた
ものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号までにつきましては、本巢市の固定資産評価審査委員会委員の選任についてのそれぞれの議案でございます。本年の3月31日をもって任期が満了となります杉山行生氏、安藤秀司氏をそれぞれ再任し、同じく同日をもって任期が満了いたします畑中廣司氏の後任として古田浩氏を任命するに当たりまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第8、議案第4号から日程第10、議案第6号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第4号から議案第6号につきましては、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦についての案件でございます。

人権擁護委員 藤井賢司氏、高橋智恵美氏及び白木佳子氏の任期がそれぞれ平成31年6月30日付で満了となるため、委員の再任を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 議案第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第11、議案第7号 本巢市教育長の選任についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第7号につきまして提案説明を申し上げます。

議案第7号につきましては、本巢市教育長の選任についてでございます。

平成31年3月31日をもって任期が満了となります川治秀輝を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巢市教育長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議案第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第8号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第8号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成31年3月31日をもって任期が満了となります小澤明年氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13 議案第9号から日程第20 議案第16号まで（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第13、議案第9号から日程第20、議案第16号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第9号 本巢市犯罪被害者等支援条例についてでございます。

犯罪被害者等基本法に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関する事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例についてでございます。

市内における特定工場の増築等の再設備投資を促進させることにより、地域経済の活性化を図る

ことを目的に、工場敷地内の緑地面積率等を国の定める基準の範囲内で緩和するため、本条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防団員の費用弁償について、出動1回当たりの額を増額し、処遇改善を図るため等、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防広域化後における消防職員の身分統一に伴い、職員定数の見直しを行う必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

働き方改革の推進を図るための長時間労働の是正を目的として、超過勤務命令を行うことができる上限を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政不服審査会委員について、その業務の専門性を鑑み、専門的な知識委員を加えるとともに、行政不服審査法第9条に定める行政不服審理員を新たに加え、それぞれ報酬額を定めるものでございます。また、学校嘱託薬剤師の報酬額を旧本巣郡内の市町と同額とするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巣市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、案第16号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本巣市水道事業給水条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきまして、議案第9号及び議案第11号は総務部長から、議案第10号及び議案第15号は産業建設部長から、議案第12号から第14号につきましては企画部長から、議案第16号につきましては上下水道部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第9号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第9号 本巣市犯罪被害者等支援条例について、補足説明をさせていただきます。犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、昨年の9月議会におきまして一般質問をいただき、

その重要性を認識し、県内制定状況を注視し、制定に向けた取り組みをしていくという答弁をさせていただいたところでございます。その後、県内市町村におきまして、条例制定に向けた動きが加速いたしまして、平成30年10月3日現在でございますが、県内の市におきましては2市が制定済み、今年度制定予定が14市、検討中が5市という状況でございます。

なお、北方警察署管内の瑞穂市及び北方町におきましても、本市と同様に本3月議会に上程されるということをお聞きしております。

それでは、条例の内容等について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の11ページ及び議案の概要の5ページをお開きください。

最初に、本条例の趣旨でございますが、犯罪被害者基本法に基づきまして、犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等のための総合的な施策を推進するために定めるものでございます。

また、市としての意思を市民に明確に示すとともに、市民に対しまして、犯罪被害者等及びその支援について関心を喚起し、幅広い参加を促し、犯罪被害者等のための施策を行う姿勢を示し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

次に、主な制定内容でございますが、第3条の基本理念では、犯罪被害者等は、犯罪等による身体的・精神的な苦痛だけではなく、2次的被害、生活上及び経済上の負担等、さまざまな面で尊厳を奪われます。本条例では、犯罪被害者等が尊厳を取り戻すこと、そのために処遇を保障されることが権利であり、受けた被害を回復し、また軽減し、再び平穏な生活を営むようになるまで必要な支援を途切れることなく受けることができること、また市、市民及び事業者が犯罪被害者等に対して理解を示し、協力して施策を進めることを基本理念とするものでございます。

次に、第4条の市の責務でございますが、犯罪被害者等に対する途切れのない支援のために、関係機関等がお互いに連携し支援する総合的な体制を整え、必要な施策を実施することを責務として規定するものでございます。

次に、第5条では市民の責務を、第6条では事業者の責務を規定するものでございます。犯罪被害者等は、事件による直接的な被害だけでなく、周囲の人々の無理解等によって2次的な被害を受ける場合もございます。そのため、市だけではなく、市民や事業者に対して2次的被害の発生防止に努めるなどの理解を深めていただき、市が実施する施策に協力することを責務として規定するとともに、第6条第2項では、事業者に、犯罪被害者等が被害に係る刑事手続、損害賠償手続を適切に関与することができるよう、就労及び勤務について十分配慮することを規定するものでございます。

次に、第7条から第9条につきましては支援内容を規定するものでございますが、第7条では、犯罪被害者等は、突然犯罪に巻き込まれ、混乱の中にいることから、相談及び情報の提供を実施することを規定するものでございます。また、第2項では、適切な情報を提供するために、市では支援に特化した専門家を常設することが困難でありますことから、支援に精通している者への引き継ぎ窓口としてワンストップでの対応が可能とできるよう、総合的な窓口を設置することを規定する

ものでございます。

次に、第8条では、犯罪被害者等の多くはさまざまな制度に関する情報が伝わってこないことから、必要な支援を受けられずにいることが推測されます。このため、経済的負担の軽減を図るために、必要な施策や助成制度につきまして、市が情報提供を行うことを規定するものでございます。

第9条では、市が適切な相談対応や助言、支援を行うためには専門的な人材の育成が必要でありますことから、研修等を通じて正確な知識や情報を習得するとともに、市職員、民間団体に対し、研修実施等の施策を講ずことを規定するものでございます。

次に、第10条では、犯罪被害者等の支援や2次的被害防止のため、市が市民に対し、犯罪被害者等に関する情報提供や啓発活動、教育の充実等を図ることを規定するものでございます。

最後に、第11条では、民間団体等が犯罪被害者等の支援に果たす役割の重要性を鑑みまして、公益社団法人ぎふ犯罪被害者等支援センター等、民間の団体が支援活動ができるよう経済的な支援を行うことを規定するものでございます。

なお、12条におきまして具体的な支援内容等の必要事項は規則で定めるということにしておりますが、現在、県内統一制度となるよう岐阜市長会におきまして基本事項の検討をされ、町村会に対しましても統一制度のお願いをしているところでございます。

また、あわせて、見舞金の寄附事務を公益社団法人ぎふ犯罪被害者等支援センターに移行することが検討されておりますことから、この状況を見ながら定めてまいりたいというふうに思っております。

以上、長くなりましたが、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第10号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議案第10号 本巣市工場立地法に基づく準則を定める条例について、補足説明をいたします。

お手数ではございますが、議案の概要の7ページをごらんいただきたいと存じます。

制定趣旨でございます。

現在、市内特定工場においては、緑地面積率等の制限により、既存工場の拡張、増築など積極的な設備投資の妨げとなっています。そのため、国が定める基準の範囲内で最も低い緑地面積率に緩和することで工場敷地の有効活用が可能となり、既存工場の増築等、新たな設備投資を促進するとともに、市産業の振興と地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、本条例を定めるものでございます。

制定内容でございます。

第3条第1項では、現行の工場立地に関する準則に基づく市全域、全区域の特定工場に係る緑地の面積の敷地面積に対する割合100分の20以上を、準工業地域100分の10以上、産業誘導地区及び用途地区以外の地域100分の5以上に、また市全域の特定工場に係る環境施設の面積の敷地面積に対

する割合100分の25以上を、準工業地域100分の15以上、産業誘導地区及び用途地域以外の地域100分の10以上に引き下げるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

第3条第2項では、現行の工場立地に関する準則に基づく市全区域内の特定工場に係る重複緑地、建築物屋上等緑地施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率100分の25以内を100分の50以内に引き上げるものでございます。

次に、第4条では、特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用について、第6条では、本市景観計画に掲げる景観形成基準を遵守することとするものでございます。

適用関係といたしましては、施行期日を平成31年4月1日とし、経過措置としましては、この条例の施行に現に設置されている特定工場について、特定工場の敷地面積及び建築面積の変更を伴わない緑地または緑地以外の環境施設の面積のみ変更を行う等の場合には、工場立地に関する準則で定める割合を下回ることができないものとするもの。

また、昭和49年6月28日までに設置され、また設置のための工事が行われた特定工場において、生産施設の面積の変更については、工場立地に関する準則の備考1の2及び3並びに備考3の規定を読みかえて適用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

議案第11号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の17ページ及び議案の概要の9ページをお開きください。

今回の主な改正につきましては、昨年12月議会の一般質問を初め、これまでにいろいろと御質問をいただいております、消防団員が火災等の職務に従事する場合において支給されます費用弁償額について改正するものでございます。

改正内容といたしましては、消防団員の処遇を改善することに加えまして、現役団員の消防団の継続意欲の向上や新入団員の確保につなげるため、水火災、警戒、訓練、搜索及び他市町に応援に出動した1回当たりの費用弁償額を、これまでの1回につき「2,000円」から500円引き上げまして「2,500円」に増額するものでございます。

なお、この費用弁償額につきましては、消防団員と支給対象とする訓練の仕分けや訓練回数の上限等の協議を重ねまして、なおかつ近隣市町の費用弁償額を踏まえまして、引き上げをするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第12号から議案第14号までの補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではまず、議案第12号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要の11ページをごらん願います。

まず、改正の理由でございますが、岐阜地域4市1町による消防広域化以後における消防職員の身分統一に伴い、現在、本巣市の職員である消防職員が岐阜市の職員として任用されることとなるため、定数の見直しを行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず(1)の、定数を定めております第2条第1項関係では、消防業務に携わる職員定数60人を減ずることとするため、市長の事務部局定数を減員するものでございます。

次に、(2)の、定数の外に置く職員を規定しております第2条第2項関係では、消防職員が皆無となることから、消防の初任教育を受ける職員を定数外に置く規定を削除するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

次に、議案第13号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要の13ページをごらん願います。

まず、改正の理由でございますが、長時間労働の是正を初めとする働き方改革の推進のため、民間労働法制においては平成31年4月より時間外労働の上限規制等が導入され、また国家公務員においても人事院規則の改正により同様の措置を講じることとなるため、本市職員においても国家公務員との均衡の原則に基づき、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務を規定する第8条の第3項といたしまして、新たに時間外勤務を命ずる場合の上限等の規定を市の規則で定めるものとするものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

次に、議案第14号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の15ページをごらん願います。

まず改正の理由でございますが、1点目といたしまして、行政不服審査会委員についてであります。

行政不服審査会委員につきましては、その業務の専門性を鑑み、新たに専門的な知識を有する委員を加えるとともに、他の委員との業務に携わる程度等を勘案いたしまして、報酬額を定めるものでございます。

次に、行政不服審理員についてであります。

行政不服審査法第9条に定める審理員の指名につきまして、訴訟手続に精通し、行政不服審査において民事訴訟における裁判官類似の役割を担う審理員の手続等を主催することが可能な者をその役職に任命するため、新たに設置するものでございます。

(3)の学校嘱託薬剤師についてであります。

旧本巣郡内の市町との整合性を図るため、同等の額に増額をするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、1点目といたしまして、別表中の行政不服審査会委員に「専門的な知識委員」の区分を追加いたしまして、その報酬額を日額2万円とし、2点目といたしまして、別表中に「行政不服審理員」を新たに追加、その報酬額を日額3万円とするものでございます。

また、3点目といたしまして、学校嘱託薬剤師の報酬額を年額1校につき「11万円」から「11万5,000円」に、ただし書きの根尾地区の学校嘱託薬剤師の報酬額を1校につき「12万円」から「12万5,000円」にそれぞれ増額するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第15号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議案第15号 本巣市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

恐れ入りますが、議案の概要17ページをお願いいたします。

改正の趣旨としましては、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度が創設されました。また、土地改良事業の公共性・公益性を確実に担保する必要があり、農地の転用防止措置として、農地中間管理機構が取得する賃借権または使用貸借権による権利である中間管理権が設定された農地について、県が行う土地改良事業の施行区域内の農用地を、所有者が目的外用途への転用や中間管理権の解除を行った場合に、本市が負担した額のうち、当該土地面積において算定した特別徴収金を所有者から徴収するため、必要な事項を定めるものでございます。

改正内容といたしましては、新たに法第91条の2第6項の規定による特別徴収金を規定することから、本巣市土地改良事業分担金等徴収条例と題名を改め、第1条中に特別徴収金に関する規定を追加し、新たに第6条から第8条までを追加し、特別徴収金の額、徴収、徴収猶予等を定めるものでございます。

施行期日といたしましては、平成31年4月1日より施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

議案第16号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議案第16号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の22ページをお開き願います。

最初に、改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部改正及び技術士法の施行規則の一部改正により、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正がされることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件などが変更になるということでございまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第39条の布設工事監督者の資格及び第40条の水道技術管理者の資格の変更でございます。

学校教育法の改正により、大学制度の中に位置づけられました新たな高等教育機関といたしまして専門職大学の制度が設けられたことに伴いまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を含むこととされ、それにより影響があります箇所につきまして所要の改正をお願いするものでございます。

次に、技術士法の試験科目の見直しがあり、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されるため、第39条第8号の関係部分を削除し、改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

日程第21 議案第17号から日程第29 議案第25号まで（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第21、議案第17号から日程第29、議案第25号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第17号から25号までにつきましての提案説明を申し上げます。

まず、議案第17号 財産の無償譲渡について（高尾集会所）についてでございます。

市が所有し自治会が管理する地区公民館について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案第18号から議案第22号につきましても議案第17号と同様のものございまして、市が所有し自治会が管理する地区公民館につきまして、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

それぞれ18号から順番に、大井集会所、それから川原集会所、越卒の集会所、門脇の集会所、そ

れから天神堂の集会所というふうには、議案第22号まではそれぞれ同じ案件、場所が違うだけで、内容は一緒でございます。

次に、議案第23号 財産の無償譲渡につきまして、（通称）清水公園についてでございます。

市が所有し自治会が管理する地区公園の敷地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第24号につきましても、議案第23号と同様に、市が所有し自治会が管理いたします（通称）小栢共栄公園の敷地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第25号につきましては、市が所有し自治会が管理する政田更屋敷公民館の敷地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、いずれも総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第17号から議案第25号までの補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第17号から議案第22号につきましては、根尾地域の地区集会所の無償譲渡に係る議案でございますが、最初に、根尾地域の地区集会所の建設等の経緯について御説明をさせていただきます。

根尾地域の地区集会所は、地区住民相互の連帯意識の高揚と文化活動の振興を図り、健康で文化的な近隣社会の建設と、その発展に寄与することを目的といたしまして昭和50年代後半に建設された施設でございますが、多様化する住民ニーズに対応し、より効果的に、かつ効率的に活用し、地域福祉や交流拠点施設として、地区公民館として利用できるよう、平成24年3月29日、本巢市地区集会所条例を廃止し、あわせてその用途を廃止した施設でございます。

用途廃止後には各自治会と施設等の使用貸借契約を締結しておりますが、建設以降、施設の管理・運営、これに伴う費用等、全て地元自治会において負担しております。こうした実態を踏まえて、地元地縁団体に無償譲渡するものでございます。

それでは、各議案についてそれぞれ御説明をさせていただきます。

最初に、高尾集会所でございますが、議案の29ページ及び議案の概要25ページをお開きいただきたいと思います。

高尾集会所につきましては、平成24年5月7日に高尾自治会と市との間に使用貸借契約を締結いたしまして、同自治会が管理しており、平成30年4月26日、高尾自治会が地方自治法に規定します地縁団体の認可を受けまして、同年10月29日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体代表者でございます後藤光孝氏に無償譲渡するものでございます。

所在につきましては、本巢市根尾高尾字菅野790番地、構造といたしましては木造亜鉛メッキ鋼

板ぶきの平家建てでございます、延べ面積は91.53平方メートルでございます。

なお、議案の概要の26ページから28ページにつきましては、位置図、現況写真、地縁団体の認可告示等が添付してございますので、ごらんいただければと思います。

次に、議案第18号、大井集会所でございます。

こちらは、議案の30ページ及び議案の概要の29ページをお開きいただきたいと思います。

大井集会所につきましては、平成24年5月7日に大井自治会と市の間におきまして使用貸借契約を締結いたしまして、その後、同自治会が管理しておりまして、地方自治法に規定されます地縁団体が平成22年2月10日に認可を受けまして、根尾大井区自治会という地縁団体でございますが、こちらから平成30年10月30日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体の代表者でございます吉田祐一郎氏に無償譲渡するものでございます。

大井集会所の所在でございますが、本巣市根尾大井字村上714番地1の1、構造としましては木造合金メッキ鋼板ぶき平家建てでございます。延べ床面積につきましては99.40平方メートルでございます。

同様に、議案の概要の30ページから32ページにつきましては位置図等を添付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、議案第19号、川原集会所でございます。

こちらは、議案の31ページ及び議案の概要の33ページをお開きいただきたいと思います。

川原集会所につきましては、平成24年5月10日に川原自治会と市との間に使用貸借契約を締結し、同自治会が管理しておる施設でございます、平成30年7月2日に川原自治会が地方自治法に規定します地縁団体の認可を受けまして、同年10月30日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体代表者でございます堀口武彦氏に無償譲渡するものでございます。

所在につきましては、本巣市根尾板所字脇出617番地2地先でございます。構造といたしましては木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、延べ床面積につきましては155.97平方メートルでございます。

同様に、議案の概要の34ページから36ページにつきましては、位置図、現況写真等が添付してございます。

次に、議案第20号、越卒集会所でございます。

こちらは、議案の32ページ及び議案の概要の37ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

越卒集会所につきましては、平成24年5月2日に越卒自治会と市との間に使用貸借契約を締結いたしまして、同自治会が管理しておりまして、平成16年8月5日に地方自治法に規定します地縁団体が認可されておりまして、名称は根尾越卒区自治会でございます。平成30年10月31日に当該財産の無償譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体の代表者でございます吉田隆幸氏に無償譲渡するものでございます。

施設の所在でございますが、本巣市根尾越卒字中村347番地2、構造につきましては木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建てでございます。延べ床面積につきましては95.76平方メートルでございます。

同様に、概要の38ページから40ページにつきましては位置図等を添付させていただいております。次に、議案第21号、門脇集会所でございます。

こちらは、議案の33ページ及び議案の概要の41ページをお開きいただきたいと思います。

門脇集会所につきましては、平成24年5月9日に門脇自治会と市との間におきまして使用貸借契約を締結し、同自治会が管理しておる施設でございますが、平成17年3月1日に地方自治法に規定する地縁団体が認可を受け、根尾門脇区自治会という名称でございますが、こちらのほうから平成30年10月30日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体の代表者でございます洞口純一氏に無償譲渡するものでございます。

所在でございますが、本巢市根尾門脇字北田166番地、構造につきましては木造合金メッキ鋼板ぶき平家建てでございます。延べ床面積につきましては77.75平方メートルでございます。

同様に、概要の42ページから44ページにつきましては位置図等を添付させていただいております。次に、議案第22号、天神堂集会所についてでございます。

議案の34ページ及び議案の概要の45ページのほうをお開きいただきたいと思います。

天神堂集会所につきましては、平成24年5月7日に天神堂自治会と市の使用貸借契約を締結いたしまして、同自治会が管理しており、平成17年7月19日に地方自治法に規定されます地縁団体が認可されておまして、天神堂自治会という名称でございます。平成30年10月30日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該団体の代表者でございます五上隆氏に無償譲渡するものでございます。

所在でございますが、本巢市根尾天神堂字岡谷459番地1、構造につきましては木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建てでございます。延べ床面積につきましては94.01平方メートルでございます。

同様に、概要の46ページから48ページにつきましては位置図等を添付させていただいております。

次に、議案第23号から議案第25号につきましては、真正地域の公園敷地及び公民館敷地の無償譲渡に係る議案でございますが、旧真正町から本市に引き継がれました財産台帳及び法務局の登記簿謄本により、確認ができる範囲で経緯を説明させていただきます。

最初に、議案第23号、(通称)清水公園でございますが、議案の35ページ及び議案の概要の49ページをお開きください。

(通称)清水公園の敷地であります土地につきましては、昭和62年12月23日、旧真正町がこの土地を前所有者でもある個人から寄附を受けまして、現在、地区公園敷地として市が所有している土地でございます。

当該の土地につきましては、地区公園として清水自治会において整備され、その後も同自治会において管理されている土地でございます。平成26年11月13日に地方自治法で規定します地縁団体、清水自治会が認可されまして、平成30年11月19日に当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体の代表者でございます村瀬範夫氏に無償譲渡するものでございます。

土地の所在でございますが、本巢市政田字清水1715番、地目につきましては公園、地積につきましては380平方メートルでございます。

なお、同様に、議案の概要の50ページから53ページにつきましては、位置図、現況写真、地縁団体への告示等を添付させていただいております。

次に、議案第24号、（通称）小柿共栄公園でございます。

こちらにつきましては、議案の36ページ及び議案の概要の54ページをお開きいただきたいと思っております。

（通称）小柿共栄公園の敷地であります土地につきましては、昭和52年3月10日、旧真正町が法人から寄附を受け、現在、地区公園敷地として市が所有しております土地でございます。

当該土地につきましては、団地造成により地区公園として整備され、その後は小柿自治会において管理されておる土地でございます。平成23年6月14日に地方自治法で規定いたします地縁団体、本巢市小柿自治会が設立されまして、平成30年12月10日、当該財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体代表者でございます浅野明氏に無償譲渡をするものでございます。

土地の所在につきましては、本巢市小柿字村中552番19、地目は宅地でございます。地積は133.67平方メートルでございます。

なお、議案の概要の55ページから58ページには位置図等が添付させていただいております。

次に、議案第25号、政田更屋敷の公民館敷地でございます。

こちらは議案の37ページ及び議案の概要の59ページをお開きいただきたいと思っております。

政田更屋敷公民館敷地であります土地につきましては、平成7年10月12日、旧真正町が、個人、3人共有の土地でございましたが、こちらから寄附を受けまして、現在、地区公民館敷地として市が所有しております土地でございます。

当該の土地につきましては、自治会公民館を建設するため、政田更屋敷自治会が整備され、同公民館建設後も同自治会において管理されている土地でございます。平成30年8月31日に地方自治法に規定されます地縁団体、本巢市政田更屋敷自治会が設立され、同年12月18日に当該市有財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体の代表者でございます下野博氏に無償譲渡するものでございます。

土地の所在につきましては、本巢市政田字五ノ坪320番2、地目につきましては宅地、地積につきましては667.79平方メートルでございます。

なお、同様に、議案の概要の60ページから63ページにつきましては位置図等を添付させていただいておりますので、ごらんいただければと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第30 議案第26号及び日程第31 議案第27号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第30、議案第26号及び日程第31、議案第27号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第26号、27号につきまして提案説明を申し上げます。

まず、議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画についてでございます。

現在の本巢東辺地に係る総合整備計画の期間が平成30年度で終了するため、新たに計画を策定するものでございます。

次に、議案第27号 根尾東辺地に係る総合整備計画についてでございます。

現在の根尾東辺地に係る総合整備計画の期間が平成30年度で終了するため、新たに計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、いずれも企画部長のほうから御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第26号及び議案第27号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の38ページと議案の概要の64ページをそれぞれごらんいただきたいと思っております。

本巢東辺地計画につきましては、平成26年3月の議会定例会におきまして計画の議決をいただきましたが、計画期間が平成30年度で終了となりますので、今回、新たに平成31年度から35年度までの5カ年の計画を策定するものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の64ページの事業計画位置図に太線で囲ってありますところが辺地の区域でございまして、木倉、川内、長谷地区の一部でございまして、辺地の中心は外山1811番地1でございまして、辺地度数は151点であります。

次に、整備計画の事業といたしましては、議案の39ページの総合整備計画書の3. 公共的施設の整備計画をごらん願います。

まず、市道についてでございますが、市道の整備といたしまして、川内地内の市道本巢3063号線のほか2路線の舗装事業と、同じく川内地内の市道本巢3039号線防災設置事業を計画いたしております、事業費を8,784万4,000円といたしております。

次に、林道につきましては、川内地内の林道猪ノ谷線の改良事業を計画しております、事業費は1,640万円でございます、市道及び林道を合わせまして総事業費を1億424万4,000円といたしております。

各事業の施行場所につきましては、先ほどごらんをいただきました議案の概要の64ページの事業計画位置図に記載させていただいております。

次に、議案第27号 根尾東辺地に係る総合整備計画につきまして、補足説明をさせていただきます

す。

議案の40ページと議案の概要の65ページをそれぞれごらん願います。

根尾東辺地につきましても、平成26年3月の議会定例会におきまして計画の議決をいただきましたが、計画期間が平成30年度で終了となりますので、今回新たに平成31年度から35年度までの5年間の計画を策定するものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の65ページの事業計画位置図に太線で囲ってありますところが辺地の区域でございまして、根尾小鹿、松田、下大須、上大須、口谷、奥谷でございまして、辺地の中心は根尾口谷63番地でございまして、辺地度数は196点であります。

次に、整備計画の事業といたしましては、議案の41ページの総合整備計画書の3. 公共的施設の整備計画をごらん願います。

林道の整備といたしまして、下大須地内の林道鍋倉谷線の舗装事業と、松田地内の林道道谷線及び奥谷地内の林道伊自良根尾線の改良事業を計画してございまして、総事業費を2,880万円といたしております。

各事業の施行場所につきましては、先ほどごらんいただきました議案の概要の65ページの事業計画位置図に記載させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

ちょっと各位皆様にお諮りをいたします。まだ少しありますけれども、今いろいろちょっと見ているんですが、大分ありますけれども、このまま続行してもよろしいのか、執行部の方、また議員各位。休憩しますか、結構あることはありますけど。

[発言する者あり]

じゃあ暫時休憩といたします。1時10分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32 議案第28号及び日程第33 議案第29号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第32、議案第28号及び日程第33、議案第29号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第28号と29号の提案説明を申し上げます。

まず、議案第28号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億5,828万円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、もとす振興公社解散精算金の新規計上、ふるさともとす応援寄附金の増額及び財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税推進事業費等の増額及び公共施設等整備基金への積立金の増額、企業用地造成事業の見直しによる同特別会計繰出金の減額、PA周辺公園整備事業における土地購入費の減額及び消防職員に係る人件費の減に伴う消防事務委託金を減額するものでございます。また、長良糸貫線道路整備工事ほか、主にインフラ関連事業を中心に繰越明許費の設定または変更をお願いするものでございます。

次に、議案第29号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,525万円を減額するものでございます。

歳入といたしましては、浅木地区企業用地造成事業の見直しに伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出といたしましては、主に土地購入費を減額するものでございます。

議案第28号の詳細につきましては、後ほど副市長から、議案第29号の詳細につきましては産業建設部長よりそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第28号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第28号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億5,828万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億1,435万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費の追加及び変更をお願いするものでございます。

追加をお願いします11の事業につきましては、関係者、関係機関等との調整や、材料等の調達に日数を要するなど、いずれも年度内の完成が見込めないことから、新たに繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、変更をいたします橋りょう点検補修事業につきましては、12月の補正予算におきまして繰越明許費の設定をお認めいただいているところでございますが、関係者との調整により、夜間での工事が必要となりましたことから、限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第3表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきましては、PA周辺公園整備事業について、土地購入費の減額により1億2,110万円を減額し、限度額を7億9,090万円とするものでございます。

その下の災害復旧債については、台風21号により被災しました糸貫ぬくもりの里の屋根復旧工事に係る地方債として220万円を追加し、限度額を5,260万円とするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

国庫支出金、国庫補助金、7目の災害復旧費国庫補助金でございますが、糸貫ぬくもりの里保健センターの施設復旧工事に係る保健衛生施設等災害復旧費補助金114万1,000円を補正するものでございます。

県支出金、県補助金、1目の総務費県補助金でございますが、ウォーキングコース整備事業の補助採択によります清流の国ぎふ推進補助金150万円を増額するものでございます。

8目の災害復旧費補助金でございますが、真正老人福祉センター及び糸貫ぬくもりの里デイサービスセンターの施設復旧工事に係る老人福祉施設等災害復旧費補助金182万8,000円を補正するものでございます。

県支出金、委託金、1目の総務費委託金でございますが、4月7日に行われる予定の岐阜県議会議員選挙の選挙費委託金141万3,000円を補正するものでございます。

財産収入、財産運用収入、1目の財産貸付収入でございますが、モレラ北公有地の貸し付けについて、貸し付け予定者との契約が延期となったことにより、土地貸付収入1,744万7,000円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

寄附金、5目の教育費寄附金でございますが、台風21号により被災しました淡墨桜の保護に対する社会教育費寄附金554万2,000円を増額するものでございます。

6目のふるさととす応援寄附金でございますが、納税サイトの拡充及び返礼品の見直し等によりまして、寄附金5,000万円の増額をお願いするものでございます。

諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、宝くじの収益金としまして、ハロウィンジャンボ600万4,000円、サマージャンボ753万5,000円をそれぞれ補正するものでございます。

また、昨年度末に開催いたしましたとす振興公社の解散精算金4,219万6,000円を補正するものでございます。

12ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、6目の企画費の11節の需用費でございますが、ふるさと納税の寄附額増加に伴いまして返礼品等の増加が見込まれますので、消耗品費949万7,000円を増額するものでございます。

総務費、選挙費、3目の岐阜県議会議員選挙費でございますが、1節の報酬14万4,000円、3節の職員手当等29万8,000円、11節の需用費2万1,000円、12節の役務費99万9,000円を補正するものでございます。

13ページをお開き願います。

商工費、2目商工振興費の28節の繰出金でございますが、浅木地区の企業用地造成事業の見直しにより、企業用地造成事業特別会計繰出金5億7,525万円を減額するものでございます。

4目の淡墨桜維持管理基金費の25節の積立金でございますが、社会教育費寄附金及びふるさと納税による淡墨桜の応援寄附金を合わせまして、淡墨桜維持管理基金積立金713万5,000円を補正するものでございます。

土木費、公園費、1目の公園費の17節の公有財産購入費でございますが、PA周辺公園整備事業の土地購入費が減額になりましたことから、1億2,842万7,000円を減額するものでございます。

15ページをお開き願います。

災害復旧費、その他公共施設及び公用施設災害復旧費、1目のその他災害復旧費の15節工事請負費でございますが、糸貫ぬくもりの里の屋根の復旧工事としまして、工事請負費1,138万9,000円を補正するものでございます。

なお、本巣市議会定例会議案の概要の65ページの後ろに別冊としてつけてあります平成30年度3月補正予算案の概要もあわせてごらんいただければと存じます。

以上、議案第28号 平成30年度本巣市一般会計補正予算（第7号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐺本規之君）

続いて、議案第29号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議案第29号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

予算書の1ページをお開け願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,525万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,075万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開け願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5億7,525万円の減額につきましては、浅

木地区企業用地造成事業の見直しによるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書によりまして御説明させていただきます。

1款企業用地造成事業費、1項企業用地造成事業費、1目企業用地造成事業費5億5,042万円の減額につきましては、浅木地区企業用地造成事業の見直しによるもので、その内訳は、消耗品費61万円、登記業務等手数料19万2,000円、測量調査設計等委託料1,784万7,000円、土地鑑定評価委託料12万1,000円、土地購入費5億2,500万円、物件移転等補償費665万円でございます。

また、2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円及び3款予備費、1項予備費、1目予備費2,482万9,000円につきましては、浅木地区企業用地造成事業の見直しによるもので、皆減をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第34 議案第30号から日程第40 議案第36号まで（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第34、議案第30号 平成31年度本巢市一般会計予算についてから日程第40、議案第36号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第30号から第36号までの提案説明を申し上げます。

まず、議案第30号 平成31年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ168億8,000万円でございます。前年度予算額に比べ5億4,000万円、3.1%の減額でございます。

歳入の主なものといたしましては、市税が総額53億859万7,000円でございます。

市民税につきましては、主に固定資産税における新築家屋の増、償却資産の増等により2億1,751万1,000円の増額となっております。

自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税が10月以降廃止されることにより、5,000万円減の3,800万1,000円、環境性能割交付金につきましては、10月以降新たに導入される環境性能割に係る交付金として1,200万円をそれぞれ計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税算定において一本算定に完全移行となったことによりまして、1億7,000円減の総額37億3,000万円でございます。

国庫支出金につきましては、総額13億9,354万4,000円でございます。主に、障害者自立支援給付費負担金3,602万9,000円の増、社会資本整備総合交付金2億3,045万4,000円の増、及び防災・安全交付金5,961万円の増により、前年度予算額より3億3,644万7,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、総額9億8,376万円でございます。主に、障害者自立支援給付費負担

金1,801万5,000円の増、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金3,326万7,000円の減、競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金7,560万円の皆増により、前年度予算額より1億1,144万9,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、総額8億9,460万6,000円でございます。主に、財政調整基金繰入金2億4,300万円の減、公共施設等整備基金繰入金6,608万9,000円の増、安藤基金繰入金7,034万円の皆減により、前年度予算額より2億4,721万4,000円の減額となっております。

諸収入につきましては、総額4億1,247万2,000円でございます。主に、岐阜市消防本部派遣職員負担金4億5,158万1,000円の皆減、土地開発公社解散精算金4億6,000万円の皆減により、前年度予算額より9億5,648万1,000円の減額となっております。

市債につきましては、総額18億7,210万円でございます。主に、施設整備事業債6,490万円の皆増、社会福祉施設整備事業債5,200万円の皆増、緊急防災・減災事業債1億810万円の増、合併特例債4億6,460万円の減により、前年度予算額より1億2,090万円の増額となっております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費関係では、ホームページリニューアル事業に831万9,000円、情報システム機器更新事業に1億6,662万5,000円、ふるさと納税促進事業に7,831万4,000円を計上しております。

民生費関係では、徘徊高齢者を早期発見するためのQRコードを活用した認知症高齢者見守りシール交付事業に15万5,000円、またこれに関連し、認知症高齢者が賠償請求を受けた際、これを補填するための個人賠償責任保険事業に5万4,000円、高齢者先進安全自動車購入費補助事業に300万円、介護・訓練等給付費に5億5,267万8,000円、シニア元いきいき支援事業に851万円、移動式赤ちゃん駅導入事業に77万8,000円を計上しております。

衛生費関係では、本巣市健康ポイント事業に51万8,000円、風しん対策事業に2,050万2,000円、妊婦健康診査事業に2,560万7,000円、乳幼児等インフルエンザ助成事業に596万4,000円を計上しております。

農林水産業費関係では、競争力強化生産総合対策条件整備事業に7,560万円、元気な農業産地構造改革支援事業に3,410万6,000円、森林環境譲与税事業に1,460万円、木の駅未利用材搬出支援事業に30万円を計上しております。

商工費関係では、企業立地促進奨励金交付事業に1億1,996万6,000円、企業用地造成事業特別会計への繰出金に3,499万9,000円を計上しております。

土木費関係では、ブロック塀等撤去改修補助事業に500万円、長良糸貫線道路整備事業に3億8,613万9,000円、道路舗装長寿命化計画策定事業に875万円、PA周辺公園整備事業に3億6,015万円、都市計画見直し事業に688万7,000円、その他道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を計上いたしております。

消防費関係では、防災マップ更新事業に502万2,000円、消防団員処遇改善事業に2,478万5,000円、消防事務委託事業に7億2,445万9,000円を計上しております。

教育費関係では、中学生広島平和研修事業に1,281万円、義務教育学校設立事業に432万3,000円、

小学校施設屋外防犯カメラ設置事業に1,035万7,000円、学校施設長寿命化計画策定事業に508万2,000円、真桑幼稚園整備事業に4億8,190万4,000円を計上いたしております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第31号 平成31年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億4,000万円となり、前年度予算に比べ1億円の減額となっております。減額の要因としましては、主に被保険者数の減に伴う療養給付費の減によるものでございます。

次に、施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,400万円となり、前年度予算に比べ2,000万円の減額となっております。減額の要因としましては、主に根尾診療所の空調設備改修が完了したことによる減でございます。

次に、議案第32号 平成31年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億800万円となり、前年度予算に比べ1,000万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に被保険者数の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第31号及び第32号の2議案の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第33号 平成31年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500万円となり、前年度予算に比べ5億6,100万円の減額となっております。減額の要因としましては、主に浅木地区企業用地造成事業の見直しによるものでございます。

詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で産業建設部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第34号 平成31年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,000万円となり、前年度予算に比べ1億5,400万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に東海環状自動車道整備に伴う管路移転補償工事の増によるものでございます。

次に、議案第35号 平成31年度本巣市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,300万円となり、前年度予算に比べ300万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に下水道事業地方公営企業法適正化支援業務の増によるものでございます。

次に、議案第36号 平成31年度本巣市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入・支出それぞれ9億8,300万円となり、前年度予算に比べ1億4,800万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に東海環状自動車道整備に伴う配水管布設がえ工事費の増によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は4億3,426万9,000円となり、前年度予算に比

べ4,823万8,000円の増額となっております。増額の要因としましては、主に工事負担金の増によるものでございます。

資本的支出は8億804万8,000円となり、前年度予算に比べ5,095万5,000円の増額となっております。増額の要因としましては、主に建設改良費の増及び企業債償還金の増によるものでございます。

以上、議案第34号から36号までの3議案の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第41 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第41、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

2月27日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れさんでございました。

午後1時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 上 谷 政 明

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎

